丹波市総合計画審議会に関する運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波市総合計画審議会条例(平成 16 年丹波市条例第 24 号)第8条の規定に基づき、丹波市総合計画審議会(以下「審議会」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開等)

- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)及び審議会において配布された 資料の公開又は全部若しくは一部の非公開は、会長が会議に諮って、これを定 める。
- 2 会議の公開に際しては、丹波市自治基本条例(平成 23 年丹波市条例第 52 号)の趣旨に照らし配慮するものとする。

(傍聴に関する事項)

第3条 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録の作成)

第4条 会議の会議録は、ふるさと創造部において作成する。 (その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長 が会議に諮ってこれを定める。

附則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。